

<b>元 氣 の 源 通 信</b> 目標設計・人事労務・社会保険事務手続き・助成金	社会保険労務士 深 川 順 次 福岡市東区香椎4-11-17-201 TEL 092-661-0552 FAX 092-661-0582
	① 中小企業子育て支援助成金 ② パートタイム助成金

2006年10月号（第54号）

「今の時代、決定的に会社に差をつけるのが、経営者がこれから起こることを感じとれているかということだ。その変化の潮流のうち、大きなもののひとつが、ビジネスにおける女性の活躍だ。あと1～2年も経たぬうちに、大企業は女性社員の獲得のために、こぞって制度を抜本的に変えてくるだろう。幹部に女性社員がいない会社は、それだけで顧客が遠のいてしまう会社になりかねない。」とは、経営コンサルタントの神田昌典氏の言葉。

### 女性の活用に助成金を活用しよう！

女性の活用のために厚生労働省も助成金を拡充してきています。ぜひこの機会に助成金を獲得され、女性社員の活用のために利用されてはいかがでしょうか？しかし、現在応募が殺到しており、将来的には、助成額が小さくなったり、適用範囲が狭まったりするのは必至のようです。対象者が出たらすぐに申請しましょう。

#### 中小企業子育て支援助成金

【受給できる額】 ◎対象者が初めて出た場合に、2人目まで支給します。

	育児休業	短時間勤務 ※ 利用期間に応じ、次の①～③のとおり
1人目	100万円	① 6ヶ月以上1年以下 60万円
		② 1年超2年以下 80万円
		③ 2年超 100万円
2人目	60万円	① 6ヶ月以上1年以下 20万円
		② 1年超2年以下 40万円
		③ 2年超 60万円

【申請できる事業主】 ◎次のすべてに該当する雇用保険の適用事業主であることが必要

1. 常時雇用する労働者の数が100人以下であること
2. 一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出ていること
3. 労働協約又は就業規則の規程の整備
4. 平成18年4月1日以降、初めて「育児休業取得者」又は「短時間勤務適用者」が出たこと
5. 対象となる労働者の要件

(1) 対象となる育児休業者の要件

①休業期間：平成18年4月1日以降、6ヶ月以上育児休業をしたこと

※育児休業（労働者に産後休業をした期間があり、かつ産後休業の終了後引き続き育児休業をした場合は、産後休業を含め6ヶ月以上）

- ②復職後：職場復帰後6ヶ月以上継続して雇用されていること
- (2) 対象となる短時間勤務適用者の要件
- ①平成18年4月1日以降、3歳未満の子について6ヶ月以上次のいずれかの制度を利用したこと
- ②対象となる短時間勤務制度：ア～ウのいずれかであること
- ア：1日の所定労働時間を短縮する制度  
(短時間勤務適用前に1日の所定労働時間が7時間以上の者について1日の所定労働時間を1時間以上短縮していること)
- イ：週又は月の所定労働時間を短縮する制度  
(短時間勤務適用前に1週あたりの所定労働時間が5時間以上の者について1週当たりの所定労働時間数を1割以上短縮していること)
- ウ：週又は月の所定労働日数を短縮する制度  
(短時間勤務適用前に1週あたりの所定労働時間が5日以上の方について1週当たりの所定労働時間数を1日以上短縮していること)
6. 対象労働者の雇用保険の被保険者資格
- (1) 育児休業取得者の子の出生の日まで、雇用保険の被保険者として1年以上継続雇用していたこと
- (2) 短時間勤務適用開始日まで、「雇用保険の一般被保険者」として1年以上継続雇用していたこと

## パートタイム助成金

### 【申請できる事業主】労働保険適用事業主（規模は問いません）

	支給メニュー	支給額
①	正社員と共通の処遇制度の導入	50万円
②	パートタイマーの能力・職務に応じた処遇制度の導入	30万円
③	正社員への転換制度の導入	30万円
④	短時間正社員制度の導入	30万円
⑤	教育訓練の実施	30万円
⑥	健康診断・通勤に関する便宜供与の実施	30万円

※いずれのメニューも支給は1事業主当たり1回限りです。

- (1) ①、②のメニューはいずれか一方を選択してください。
- (2) ⑥のメニューは、①から⑤のメニューのいずれかの助成金を受給した場合のみ受給できます。
- (3) 平成18年4月1日以降に制度をあらたに設けてから（就業規則または労働協約に規定することが必要）2年以内に対象者が出た場合に支給されます。
- (4) 支給申請期間は、対象者が出てから3ヶ月以内です。

#### 対象者となる「パートタイマー」とは？

1週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用される正社員に比べ短い労働者です。「パート」、「アルバイト」、「嘱託」、「契約社員」、「準社員」といった呼び方によって取り扱いは変わりません。

※他にも中小企業両立支援助成金等があります。